表RM-4-2【専】

スプリンクラー設備	<u> </u>				
細目	摘 要	単位	が 料 流水検知装置等 [組]	配管工[人]	その他
流水検知装置	80^{A}	_ _ ¥且	1	3.00	- 1式
	100			3.30	
	125			3.60	
	150			4.00	
ポンプ制御盤	7.5 kW 以下	面	1[面]	2.50	- 1式
	$11\sim19~\mathrm{kW}$			2.80	
	22 kW			3.30	
	37 kW 以上			4.00	
スプリンクラーヘッド	天井穴明け、附属品共	個	1[個]	0.18	1式
同上用保護網		個	1[個]	0.07	1式
末端 試験弁	25 ^A 仕切弁、テスト用放水口、圧力計共	組	1	0.50	1式
起動用水圧開閉装置	100L 圧力タンク、附属品共	組	1	2.50	1式
呼 水 槽	100L、150L ブラケット共	基	1[基]	2.00	1式
スプリンクラー用送水口	65 ^A 埋込形、銘板共	個	1[個]	0.60	1式
ベルル		個	1[個]	0.20	1式
流量測定装置	仕切弁共	組	1	1.00	1式
補助散水栓箱(埋込形)	ホース、ノズル、ホース収納装置、 (発信機、表示灯、電鈴)箱	組	1	1.40	1式
補助散水栓箱(露出形)	ホース、ノズル、ホース収納装置、 (発信機、表示灯、電鈴)箱	組	1	1.25	1式

⁽注) 1. スプリンクラーヘッド、同上用保護網、末端試験弁及びスプリンクラー用送水口の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「配管附属品」による。それ以外は「衛生機器」による。

^{2. 「}その他」の率対象は、配管工とする。